医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について

(昭和54年10月20日)

(医発第 1153 号)

(各都道府県知事あて厚生省医務局長通知)

今般、昭和 52 年 12 月 23 日の閣議決定(「行政改革の推進について」)に基づき、許認可等の整理合理化を推進するため、医療法施行規則の一部を改正する省令(昭和 54 年厚生省令第 40 号)が別添のとおり本年 10 月 20 日公布され、本年 11 月 1 日より施行されることとなった。

今回の改正の要点及び留意すべき事項は左記のとおりであるので、管下医療機関に対する指導等に遺憾のないよう配慮されたい。

記

1 助産婦でない者の助産所開設の許可申請に当たつて、申請書に記載すべき事項のうち 開設の目的及び維持の方法並びに敷地の周囲見取図を不要としたこと。

ただし、開設の目的が医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 4 項の趣旨に抵触してはならないことは従前のとおりであるので留意されたい。

2 総合病院の名称に係る承認申請に当たつて、申請書に記載すべき事項のうち医療法施 行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 6 条第 6 号に定める事項(各科専門の診察室等の有 無及びその構造設備)を不要としたこと。

ただし、医療法の要求する病院としての構造設備基準を満たしていないものに承認を 与えることができないことは従前のとおりであるので留意されたい。

3 医療法人台帳の目的記載を不要としたこと。

ただし、医療法第 43 条第 1 項及び組合等登記令(昭和 39 年政令第 29 号)第 2 条第 1 号の規定に基づき、医療法人の目的を登記しなければならないことは従前のとおりであるので留意されたい。

別添〔略〕